#### 公益財団法人中外創薬科学財団

# 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

#### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人中外創薬科学財団(以下、本財団という。)の定款第17条及び第35条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、「一般財団法人等に関する法律」(平成18年法律第48号)並びに「公益財団法人等の認定等に関する法律」(平成18年法律第49号)の規程に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものである。

#### (定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
  - (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、本財団を主たる勤務場所とする役員をいう。
  - (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
  - (4) 評議員とは、定款第14条に基づき置かれる者をいう。
  - (5) 報酬とは、その名称の如何を問わず、「公益財団法人等の認定等に関する法律」第 5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利 益及び退任慰労金であって、費用とは明確に区分されるものとする。
  - (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費含む)等の経費をいい、 報酬とは明確に区分されるものとする。

#### (報酬の支給)

- 第3条 本財団は、常勤役員、非常勤役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。
  - 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額報酬を支払うことができる。
  - 3 常勤役員には、毎年6月及び12月に役員賞与を支給することができる。
  - 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退任慰労金を支給することができる。なお、非常勤役員については、別に定める退任慰労金(金一封)を支給することができる。
  - 5 評議員に対しては評議員会出席等、必要の都度、定額の報酬を支払うことができる。

#### (報酬の額の決定)

- 第4条 本財団の常勤役員の報酬月額及び賞与については、別表1に定める額を限度として、評議員会の決議を経て、決めるものとする。
  - 2 非常勤役員に対する報酬については、別表2に定める額を限度として、評議員会の決議

を経て、決めるものとする。

- 3 常勤役員に対する退任慰労金は、別表 3 「常勤役員退任慰労金の算出要領」に定める算式により算出される額とする。ただし、特に功労があった常勤役員については、退任慰労金の額に 30%を限度として加算を行うことができる。なお、退任慰労金の加算額については評議員会の決議を経て理事長が定める。
- 4 非常勤役員に対する退任慰労金は、別表4「非常勤役員退任慰労金」に定める額とする。
- 5 退任慰労金は、役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
- 6 評議員に対する報酬については、別表5に定める額を限度として評議員会の決議を経て、 決めるものとする。
- 7 役員が定款第34条の規定に該当し、解任されたときは、当該役員には退任慰労金を支給 しない。

#### (報酬の支給日)

第5条 報酬は、給与規定(就業規則)に準じ、原則として、毎月20日に支給する。ただし、16日以降に理事会等があった場合、非常勤役員及び評議員への報酬の振込日は翌月20日に支給する。

#### (報酬の支給方法)

- 第6条 報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。
  - 2 報酬は、法令で定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

#### (交通費)

第7条 役員及び評議員には、その通勤の実態に応じ、交通費を支給する。

#### (費 用)

第8条 本財団は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって支出し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

#### (公 表)

第9条 本財団は、この規程をもって、「公益財団法人等の認定等に関する法律」第20条第1項 に定める報酬の支給基準として公表するものとする。

#### (変 更)

第10条 この規程の変更は、軽微なものを除き、評議員会の決議を経て行う。

#### 附則

- 1 この規程は、平成22年9月1日より施行する。
- 2 この規程の一部変更は平成27年6月8日より施行する。
- 3 この規程の一部変更は平成30年4月1日より施行する。
- 4 この規程の一部変更は平成31年4月1日より施行する。

5 この規程の一部変更は令和4年4月1日より施行する。

# 別表1 (第4条第1項関係)

常勤役員の報酬月額及び賞与(年2回)の支給限度額は、下記のとおりとする。

常勤役員	支給限度額
報酬月額	1,000,000円
賞与(1回当たり)	500,000 円

## 別表2(第4条第2項関係)

非常勤役員の報酬支給限度額は、下記のとおりとする。

非常勤役員	支給限度額
一人1日当たり	50,000円

### 別表3 (第4条第3項関係)

「常勤役員の退任慰労金の算出要領」及び支給限度額は、下記のとおりとする。

- ・算出数式は、俸給月額×在職月数×12/100 とする。ただし、退任慰労金の額は、8,000,000 円を上限とする。
- ・特別に功労があったときは、ただし書きの上限8,000,000円の30%を限度として加算を行うことができる。なお、退任慰労金の加算額については評議員会の決議を経て理事長が定める。

### 別表4 (第4条第4項関係)

非常勤役員の退任慰労金支給限度額は、下記のとおりとする。

# 任期6年未満

・埋事長	380,000 円
・理事	255,000円
· 監事	130,000円
任期6年以上	
・理事長	630,000 円
・理事	380,000円
・監事	255,000 円

#### 別表5(第4条第6項関係)

評議員の報酬支給限度額は、下記のとおりとする。

評議員	支給限度額
一人1日当たり	50,000円